

大臣官房会計課第一予算班 保存期間表

| 事 項 | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項) | 文書の具体例 | 保存期間 | 保存期間満了時の措置 |
|--------------------|---|---|---|-------------------------|---|
| 1 個人の権利義務の得喪及びその経緯 | 行政手続法第2条第3号の許認可等に関する重要な経緯 | 許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項） | 行政文書開示請求書・開示決定書・異議申立書 | 許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年 | 以下について保管（それ以外は廃棄。以下同じ。） ・国籍に関するもの |
| 2 法人の権利義務の得喪及びその経緯 | 許認可等に関する重要な経緯 | 許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項） | 行政文書開示請求書・開示決定書・異議申立書 | 許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年 | 以下について保管 ・運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に関するもの ・公益法人等の設立・廃止等、指導・監督等に関するもの |
| 3 予算及び決算に関する事項 | 歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十一の項イ） | 歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十一の項イ） | 省内調整 概算要求書 | 10年 | 以下について保管 ・財政法第17条第2項の規定による歳入歳出等見積書類の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した歳入歳出等見積書類を含む。） ・財政法第20条第2項の予定経費要求書等の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した予定経費要求書等を含む。） ・上記のほか、行政機関における予算に関する重要な経緯が記録された文書 |
| | 歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯 | 歳入及び歳出の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十二の項イ） | 支出負担行為実施計画表 支出負担行為計画示達表 支払計画表 収入・支払計画予定総表 支払元受高配分請求書 支払元受高配分通知書 繰越計算書 翌年度にわたる債務負担の承認要求書 繰越済通知書 流用等承認要求書 移替等承認要求書 予備費使用要求書 予備費各省各庁所管使用調書 | 5年 | 以下について保管 ・財政法第37条第1項の規定による歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書を含む。） ・財政法第37条第3項の規定による継続費決算報告書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した継続費決算報告書を含む。） ・財政法第35条第2項の規定による予備費に係る調書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した予備費に係る調書を含む。） ・上記のほか、行政機関における決算に関する重要な経緯が記録された文書 |

| | 事 項 | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項) | 文書の具体例 | 保存期間 | 保存期間満了時の措置 |
|---|--|------------|--|---|---------|------------|
| 4 | 文書の管理等に関する事項 | 文書の管理等 | 文部科学省行政文書管理規則第23条第3項に定める廃棄に係る記録 | 文部科学省行政文書管理規則第23条第3項に基づき廃棄した行政文書ファイル等の記録 | 5年 | 廃棄 |
| | | | 標準文書保存期間基準 | | 次回の更新まで | |
| 5 | 概算要求（予算編成）に関する事項 | 概算要求（予算編成） | 概算要求、予算編成に関する文書 | 概算要求、予算編成に関する資料、積算根拠等 | 5年 | 廃棄 |
| 6 | 文部科学省行政文書管理規則において、1年未満の保存期間とすることができる文書 | | 文部科学省行政文書管理規則において、1年未満の保存期間とすることができる文書 | 別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し 定型的・日常的な業務連絡、日程表等 出版物や公表物を編集した文書 課の所掌業務に関する事実関係の問合せへの応答 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書 | 1年未満 | 廃棄 |